

新型コロナウイルス感染症 診療報酬の特例点数等は 3月末でほぼ終了します

◇診療報酬上の臨時的な取扱いは原則として **3月31日**まで

コロナの疑い／確定患者に算定できた「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)／147点」や「夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)／50点」、往診・訪問診療時の「看護配置加算(特例)(10月以降)／50点」、「院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降)／300点」等、特例の点数は4月以降算定できません。ご注意ください。

ただし、以下の取扱いは **5月31日**まで継続します

① コロナ検査の算定に係る取扱い

小児科外来診療料、小児科かかりつけ診療料、生活習慣管理料等の 検査を包括する点数を算定している患者への、コロナ検査の検査料・判断料は 5月末までは別に算定できます。

② コロナ治療薬の算定に係る取扱い

小児科外来診療料、小児科かかりつけ診療料、地域包括診療料、在宅時医学総合管理料等の 投薬を包括する点数を算定している患者への、コロナ治療薬の薬剤料は 5月末まで別に算定できます。

* 公費負担の取扱いも3月末で終了します

4月以降はコロナ治療薬の薬剤料も通常の保険診療となります。ご注意ください。

* 県の外来対応医療機関（発熱外来）について

県による外来対応医療機関（発熱外来）の指定・公表の仕組みも3月末で終了します。

この仕組みは4月以降、新興感染症の発生時等に発熱外来などを実施する医療機関として、感染症法に基づく「第二種協定医療機関」として県と協定を結ぶものになります。なお、6月の診療報酬改定で、「第二種協定医療機関」であることが 外来感染対策向上加算の届出要件となります

新型コロナウイルス感染症 診療報酬や施設基準の特例等は 3月末でほぼ終了します

◇診療報酬上の臨時的な取扱いは原則として **3月31日まで**

入院・外来を問わず、臨時的な取扱いとして設定されている特例点数は、基本的に3月末で終了します。4月以降は算定できませんのでご注意ください。

なお、3月31日以前から入院している患者についても、4月1日以降は変更後の取り扱いで算定します。

ただし、以下の取扱いは **5月31日まで**

①コロナ検査の算定に係る取扱い

検査を包括する入院料等を算定している患者へのコロナ検査の検査料・判断料は、5月末までは別に算定できます。

②コロナ治療薬の算定に係る取扱い

投薬を包括する入院料等を算定している患者へのコロナ治療薬の薬剤料は、5月末まで別に算定できます。

◇入院の施設基準の特例は **5月31日まで**

入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員数と入院患者の比率」、「看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率」に1割以上の変動があった場合にも変更の届出を不要とする取扱いは、5月末まで延長されます。

◇治療薬及び入院医療費の公費負担は **3月31日まで**

4月以降は通常の保険診療となりますのでご注意ください。